



宮 崎 県 公 報

平成23年 7 月28日 (木曜日) 号外 第 64 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

| 規 則 | 頁 | 教育長訓令 | 頁 |
|--|---|---------------------------|----|
| ○公有財産取扱規則の一部を改正する規則…………… (総務課) 1 | | ○教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令…………… | 10 |
| ○宮崎県工業技術センター管理規則の一部を改正する規則…………… (工業支援課) 10 | | 公安委員会規則 | |
| | | ○宮崎県暴力団排除条例施行規則…………… | 19 |

規 則

公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年 7 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第27号

公有財産取扱規則の一部を改正する規則

公有財産取扱規則 (昭和39年宮崎県規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(公有財産の貸付け)</p> <p>第14条 部局の長は、公有財産を借り受けようとする者については、<u>公有財産借受申請書 (別記様式第 6 号) を提出させ、決裁を受けるに当たって次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</u></p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 部局の長は、前 2 項の規定により、公有財産を貸し付けたとき (1 月以内の貸付けの場合を除く。) は、速やかに公有財産貸付通知書 (別記様式第 6 号の 2) により、総務部長に通知しなければならない。</p> <p>(公有財産の貸付期間の延長及び更新)</p> <p>第19条 部局の長は、公有財産の借受人が、貸付期間の延長又は更新を希望するときは、<u>公有財産借受期間延長 (更新) 申請書 (別記様式第 9 号) を借受期間満了の日前15日までに提出させ、決裁を受けなければならない。</u></p> | <p>(公有財産の貸付け)</p> <p>第14条 部局の長は、公有財産を借り受けようとする者については、<u>個人</u>にあっては公有財産借受申請書 (別記様式第 6 号) を、<u>法人又は法人格を有しない団体 (以下「法人等」という。)</u> にあっては<u>公有財産借受申請書及び役員等一覧 (別記様式第 6 号の 2) を提出させ、決裁を受けるに当たって次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に貸し付けるときはこの限りでない。</u></p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</u> 又は<u>暴力団関係者 (暴力団員 (同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)</u> 又は<u>暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。)</u> でないこと。</p> <p>(13) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 部局の長は、前 2 項の規定により、公有財産を貸し付けたとき (1 月以内の貸付けの場合を除く。) は、速やかに<u>公有財産貸付通知書 (別記様式第 6 号の 3) により、総務部長に通知しなければならない。</u></p> <p>(公有財産の貸付期間の延長及び更新)</p> <p>第19条 部局の長は、公有財産の借受人が、貸付期間の延長又は更新を希望するときは、<u>個人</u>にあっては<u>公有財産借受延長 (更新) 申請書 (別記様式第 9 号) を、法人等にあっては<u>公有財産借受延長 (更新) 申請書及び役員等一覧を借受期間満了の日前15日まで</u></u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>(守るべき事項等)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 借受人が、貸付財産を破損し、若しくは荒廃させた場合又は知事の承認を経ないで原状を変更し、目的以外の用途に供し、若しくは他人に転貸した場合及びその他契約条項に違反した場合は、その損害を賠償させ、いつでも契約を解除することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(行政財産の目的外使用許可)</p> <p>第24条 部局の長は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者については、行政財産使用許可申請書(別記様式第13号)を提出させ、決裁を受けるに当たって次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、総務部長が特に必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>2 部局の長は、行政財産の使用を許可したときは、行政財産使用許可書(別記様式第14号)を使用許可の申請をした者に交付しなければならない。この場合において、行政財産使用許可書には、次に掲げる条件を付すものとする。ただし、財産の性質によっては、その一部を変更し、又は省略することができる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は使用許可条件に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用に制限を加えること。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> | <p>に提出させ、決裁を受けなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、<u>国、地方公共団体その他公共団体に貸し付けるときはこの限りでない。</u></p> <p>(守るべき事項等)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 借受人が、貸付財産を破損し、若しくは荒廃させた場合、知事の承認を経ないで前項各号の規定に違反した場合又は公有財産借受申請書に掲げる誓約事項その他契約条項に違反した場合は、その損害を賠償させ、いつでも契約を解除することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(行政財産の目的外使用許可)</p> <p>第24条 部局の長は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者については、<u>個人又は国、地方公共団体その他公共団体にあっては行政財産使用許可申請書(別記様式第13号)を、それ以外の法人等にあっては行政財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、決裁を受けるに当たって次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、総務部長が特に必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>暴力団又は暴力団関係者でないこと。</u></p> <p>(13) [略]</p> <p>2 部局の長は、行政財産の使用を許可したときは、行政財産使用許可書(別記様式第14号)を使用許可の申請をした者に交付しなければならない。この場合において、行政財産使用許可書には、次に掲げる条件を付すものとする。ただし、財産の性質によっては、その一部を変更し、又は省略することができる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は使用許可条件若しくは行政財産使用許可申請書に掲げる誓約事項に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用に制限を加えること。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> |
|--|--|

別記様式第6号を次のように改める。

様式第 6 号 (第14条関係)

(表面)

公 有 財 産 借 受 申 請 書

年 月 日

殿

住 所 (〒)
(所在地)

ふりがな

申 請 者 氏 名 (名 称) 印

生年月日

性 別

(電話番号)

下記の公有財産を借り受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 借受希望財産の表示

(1) 所 在 地

(2) 名 称

(3) 種 類 (種別)

(4) 面 積 (数量)

2 使用目的又は用途

3 借受希望期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 借り受けようとする理由

5 関係図面

6 誓約事項 (裏面のとおりに)

年 月 日

殿

住 所 (〒)
連帯保証人 (所在地)

氏 名 (名 称) 印

(名 称)

(電話番号)

上記公有財産の借受けについて、私が借受人の連帯保証人になります。

(裏面)

誓 約 事 項

このたびの申請を行うに当たり、次の事項を誓約します。
また、貴県が警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないこと。
- 2 暴力団を利用する行為（暴力団の組織の維持及び拡大に資する等暴力団に有益な行為をいう。以下同じ。）を行わないこと。
- 3 法人等の場合は、役員等が暴力団関係者でないこと及び暴力団を利用する行為を行わないこと。
- 4 借り受けた公有財産を暴力団の事務所その他これに類するもの（その目的が公の秩序又は善良の風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供さないこと。
- 5 上記事項に反する場合、催告することなく契約を解除する等貴県が行う一切の措置について異議又は苦情の申立てを行わないこと。

(注 1) 法人等の場合は、役員等一覧（別記様式第 6 号の 2）を添付してください。

(注 2) 収集した個人情報については、公有財産の貸付事務のために使用し、その他の目的のためには一切使用しません。

別記様式第 9 号を次のように改める。

様式第 9 号 (第 19 条関係)

(表面)

公有財産借受期間 (更新延長) 申請書

年 月 日
殿
住 所 (〒)
(所在地)
ふりがな
申 請 者 氏 名 (印)
(名 称)
生年月日
性 別
(電話番号)
住 所 (〒)
連帯保証人 (所在地)
氏 名 (印)
(名 称)
(電話番号)

下記の公有財産借受けに係る期間を 年 月 日まで (更新延長) してください。

記

- 1 当初借受期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 借受財産の表示
 - (1) 所 在 地
 - (2) 名 称
 - (3) 種 類 (種別)
 - (4) 面 積 (数量)
- 3 使用目的又は用途
- 4 借受期間更新・延長の理由
- 5 現借受料金 円
- 6 借受料金納入場所及びその年月日 (本書提出の前年度分)
 - (1) 納入場所
 - (2) 納入年月日 年 月 日
- 7 当初契約締結年月日
- 8 誓約事項 (裏面のとおりに)

(裏面)

誓 約 事 項

このたびの申請を行うに当たり、次の事項を誓約します。
また、貴県が警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないこと。
- 2 暴力団を利する行為（暴力団の組織の維持及び拡大に資する等暴力団に有益な行為をいう。以下同じ。）を行わないこと。
- 3 法人等の場合は、役員等が暴力団関係者でないこと及び暴力団を利する行為を行わないこと。
- 4 借り受けた公有財産を暴力団の事務所その他これに類するもの（その目的が公の秩序又は善良の風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供さないこと。
- 5 上記事項に反する場合、催告することなく契約を解除する等貴県が行う一切の措置について異議又は苦情の申立てを行わないこと。

(注 1) 法人等の場合は、役員等一覧（別記様式第 6 号の 2）を添付してください。

(注 2) 収集した個人情報については、公有財産の貸付事務のために使用し、その他の目的のためには一切使用しません。

別記様式第13号を次のように改める。

様式第13号 (第24条関係)
(表面)

行政財産使用許可申請書

年 月 日
殿
住 所 (〒)
(所在地)
ふりがな
申請者 氏 名 (印)
(名 称)
生年月日
性 別
(電話番号)

下記の行政財産の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 使用許可希望財産の表示
 - (1) 所 在 地
 - (2) 名 称
 - (3) 種 類 (種別)
 - (4) 面 積 (数量)
- 2 使用目的及び用途
- 3 使用希望期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 使用許可を受けようとする理由
- 5 関係図面
- 6 当初使用許可年月日
- 7 誓約事項 (裏面のとおりに)

年 月 日
殿
住 所 (〒)
連帯保証人 (所在地)
氏 名 (印)
(名 称)
(電話番号)

上記行政財産の使用の許可について、私が使用者の連帯保証人になります。

(裏面)

誓 約 事 項

このたびの申請を行うに当たり、次の事項を誓約します。
また、貴県が警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないこと。
- 2 暴力団を利する行為（暴力団の組織の維持及び拡大に資する等暴力団に有益な行為をいう。以下同じ。）を行わないこと。
- 3 法人等の場合は、役員等が暴力団関係者でないこと及び暴力団を利する行為を行わないこと。
- 4 使用許可を受けた行政財産を暴力団の事務所その他これに類するもの（その目的が公の秩序又は善良の風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供さないこと。

（注1）法人等の場合は、役員等一覧（別記様式第6号の2）を添付してください。

（注2）収集した個人情報については、行政財産の使用許可事務のために使用し、その他の目的のためには一切使用しません。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の公有財産取扱規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる手続その他の行為について適用し、同日前に行われた手続その他の行為については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の公有財産取扱規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第28号

宮崎県工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県工業技術センター管理規則（平成10年宮崎県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (利用の制限) 第4条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、大研修室等の利用を拒み、又は大研修室等からの退去を命ずることができる。 (1)・(2) [略] (3) [略] | (利用の制限) 第4条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、大研修室等の利用を拒み、又は大研修室等からの退去を命ずることができる。 (1)・(2) [略] <u>(3) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）である者</u> (4) [略] |

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

教育長訓令

教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成23年7月28日

宮崎県教育委員会教育長 渡辺義人

宮崎県教育委員会教育長訓令第4号

本 庁

各出先機関

各教育機関

教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令

教育財産等取扱規程（昭和61年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (教育財産等の貸付け) 第19条 課の長又はかいはの長は、教育財産等を借り受けようとする者については、教育財産等借受申請書（別記様式第14号）を提出させ、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。 (1)～(11) [略] | (教育財産等の貸付け) 第19条 課の長又はかいはの長は、教育財産等を借り受けようとする者については、 <u>個人</u> にあっては教育財産等借受申請書（別記様式第14号）を、 <u>法人又は法人格を有しない団体（以下「法人等」という。）</u> にあっては教育財産等借受申請書及び役員等一覧（別記様式第14号の2）を提出させ、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。 <u>ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に貸し付けるときはこの限りでない。</u> (1)～(11) [略] <u>(12) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</u> |

(12) [略]

2～4 [略]

(教育財産等の貸付期間の延長及び更新)

第24条 課の長又はかいの長は、教育財産等の借受人が貸付期間の延長又は更新を希望するときは、教育財産等借受期間延長(更新)申請書(別記様式第19号)を借受期間満了の日の15日前までに提出させなければならない。

(守るべき事項等)

第25条 [略]

2 借受人が貸付財産を破損し、若しくは荒廃させた場合又は教育長の承認を得ないで原状を変更し、目的以外の用途に供し、他人に転貸した場合その他契約条項に違反した場合は、その損害を賠償させ、いつでも契約を解除することができる。

3 [略]

(教育財産の目的外使用許可)

第29条 課の長又はかいの長は、教育財産の目的外使用の許可を受けようとする者については、教育財産使用許可申請書(別記様式第23号)を提出させ、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1)～(11) [略]

(12) [略]

2 課の長又はかいの長は、教育財産の使用を許可したときは、教育財産使用許可書(別記様式第24号)を使用許可の申請をした者に交付しなければならない。この場合において、教育財産使用許可書には、次に掲げる条件を付するものとする。ただし、財産の性質によっては、その一部を変更し、又は省略することができる。

(1)～(6) [略]

(7) 公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は使用許可条件に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用に制限を加えること。

(8)・(9) [略]

3～5 [略]

別記様式第14号を次のように改める。

(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。。以下同じ。)又は暴力団関係者(暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。。)でないこと。

(13) [略]

2～4 [略]

(教育財産等の貸付期間の延長及び更新)

第24条 課の長又はかいの長は、教育財産等の借受人が貸付期間の延長又は更新を希望するときは、個人にあっては教育財産等借受期間延長(更新)申請書(別記様式第19号)を、法人等にあっては教育財産等借受期間延長(更新)申請書及び役員等一覧を借受期間満了の日の15日前までに提出させなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に貸し付けるときはこの限りでない。

(守るべき事項等)

第25条 [略]

2 借受人が貸付財産を破損し、若しくは荒廃させた場合、教育長の承認を得ないで前項各号の規定に違反した場合又は教育財産等借受申請書に掲げる誓約事項その他契約条項に違反した場合は、その損害を賠償させ、いつでも契約を解除することができる。

3 [略]

(教育財産の目的外使用許可)

第29条 課の長又はかいの長は、教育財産の目的外使用の許可を受けようとする者については、個人にあっては教育財産使用許可申請書(別記様式第23号)を、それ以外の法人等にあっては教育財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、役員等一覧の提出については、国、地方公共団体その他公共団体に使用させるときはこの限りでない。

(1)～(11) [略]

(12) 暴力団又は暴力団関係者でないこと。

(13) [略]

2 課の長又はかいの長は、教育財産の使用を許可したときは、教育財産使用許可書(別記様式第24号)を使用許可の申請をした者に交付しなければならない。この場合において、教育財産使用許可書には、次に掲げる条件を付するものとする。ただし、財産の性質によっては、その一部を変更し、又は省略することができる。

(1)～(6) [略]

(7) 公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は使用許可条件若しくは教育財産使用許可申請書に掲げる誓約事項に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用に制限を加えること。

(8)・(9) [略]

3～5 [略]

様式第14号 (第19条関係)
(表面)

教 育 財 産 等 借 受 申 請 書

年 月 日

殿

住 所 (〒)

(所在地)

ふりがな

申請者 氏 名 (印)

(名 称)

生年月日

性 別

(電話番号)

下記の教育財産等を借り受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 借受希望財産の表示

(1) 所在地

(2) 名 称

(3) 種類 (種別)

(4) 面積 (数量)

2 使用の目的又は用途

3 借受希望期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 借り受けようとする理由

5 関係図面

6 誓約事項 (裏面のとおりに)

年 月 日

殿

住 所 (〒)

(所在地)

連帯保証人

氏 名 (印)

(名 称)

(電話番号)

上記教育財産等の借受けについて、私が借受人の連帯保証人になります。

(裏面)

誓 約 事 項

このたびの申請を行うに当たり、次の事項を誓約します。

また、貴県教育委員会が警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないこと。
- 2 暴力団を利する行為（暴力団の組織の維持及び拡大に資する等暴力団に有益な行為をいう。以下同じ。）を行わないこと。
- 3 法人等の場合は、役員等が暴力団関係者でないこと及び暴力団を利する行為を行わないこと。
- 4 借り受けた教育財産等を暴力団の事務所その他これに類するもの（その目的が公の秩序又は善良の風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供さないこと。
- 5 上記事項に反する場合、催告することなく契約を解除する等貴県教育委員会が行う一切の措置について異議又は苦情の申立てを行わないこと。

(注 1) 法人等の場合は、役員等一覧（別記様式第 14 号の 2）を添付してください。

(注 2) 収集した個人情報については、教育財産等の貸付事務のために使用し、その他の目的のためには一切使用しません。

別記様式第19号を次のように改める。

様式第19号 (第24条関係)
(表面)教育財産等借受期間 更新
延長 申請書

年 月 日

殿

住 所 (〒)

(所在地)

ふりがな

申請者 氏 名 ㊦

(名 称)

生年月日

性 別

(電話番号)

住 所 (〒)

(所在地)

連帯保証人 氏 名 ㊦

(名 称)

(電話番号)

下記の教育財産等借受けに係る期間を 年 月 日まで 更新
延長 してください。

記

- 1 当初借受期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 借受財産の表示
 - (1) 所在地
 - (2) 名 称
 - (3) 種類 (種別)
 - (4) 面積 (数量)
- 3 使用目的又は用途
- 4 借受期間更新・延長の理由
- 5 現借受料金 円
- 6 借受料金納入場所及びその年月日 (本書提出の前年度分)
 - (1) 納入場所
 - (2) 納入年月日 年 月 日
- 7 当初契約締結年月日
- 8 誓約事項 (裏面のとおりに)

(裏面)

誓 約 事 項

このたびの申請を行うに当たり、次の事項を誓約します。

また、貴県教育委員会が警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないこと。
- 2 暴力団を利する行為（暴力団の組織の維持及び拡大に資する等暴力団に有益な行為をいう。以下同じ。）を行わないこと。
- 3 法人等の場合は、役員等が暴力団関係者でないこと及び暴力団を利する行為を行わないこと。
- 4 借り受けた教育財産等を暴力団の事務所その他これに類するもの（その目的が公の秩序又は善良の風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供さないこと。
- 5 上記事項に反する場合、催告することなく契約を解除する等貴県教育委員会が行う一切の措置について異議又は苦情の申立てを行わないこと。

(注 1) 法人等の場合は、役員等一覧（別記様式第 14 号の 2）を添付してください。

(注 2) 収集した個人情報については、教育財産等の貸付事務のために使用し、その他の目的のためには一切使用しません。

別記様式第23号を次のように改める。

様式第23号 (第29条関係)
(表面)

教 育 財 産 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

殿

住 所 (〒)
(所在地)
ふりがな

申請者 氏 名 (名 称) ㊟

生年月日
性 別
(電話番号)

下記の教育財産の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 使用許可希望財産の表示
 - (1) 所在地
 - (2) 名 称
 - (3) 種類 (種別)
 - (4) 面積 (数量)
- 2 使用目的及び用途
- 3 使用希望期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 使用許可を受けようとする理由
- 5 関係図面
- 6 当初使用許可年月日
- 7 誓約事項 (裏面のとおりに)

年 月 日

殿

住 所 (〒)
(所在地)

連帯保証人

氏 名 (名 称) ㊟

(電話番号)

上記教育財産の使用の許可について、私が使用者の連帯保証人になります。

(裏面)

誓 約 事 項

このたびの申請を行うに当たり、次の事項を誓約します。

また、貴県教育委員会が警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないこと。
- 2 暴力団を利する行為（暴力団の組織の維持及び拡大に資する等暴力団に有益な行為をいう。以下同じ。）を行わないこと。
- 3 法人等の場合は、役員等が暴力団関係者でないこと及び暴力団を利する行為を行わないこと。
- 4 使用許可を受けた教育財産を暴力団の事務所その他これに類するもの（その目的が公の秩序又は善良の風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供さないこと。

(注 1) 法人等の場合は、役員等一覧（別記様式第 14 号の 2）を添付してください。

(注 2) 収集した個人情報については、教育財産の使用許可事務のために使用し、その他の目的のためには一切使用しません。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の教育財産等取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に行われる手続その他の行為について適用し、同日前に行われた手続その他の行為については、なお従前の例による。

3 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の教育財産等取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公安委員会規則

宮崎県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成23年7月28日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

宮崎県公安委員会規則第6号

宮崎県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の設定の基準となる施設)

第2条 条例第12条第1項第6号の公安委員会規則で定める施設は、社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第11号に規定する青少年教育施設とする。

(調査の手続)

第3条 宮崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、条例第18条の説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料の提出要求書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、当該説明を求めることができる。

3 第1項の説明又は資料の提出を求められた者（前項の規定により口頭による説明を求められた者で資料の提出を行わないものを除く。）は、公安委員会に対し、説明・資料提出書（別記様式第2号）により説明又は資料を提出するものとする。

4 第1項の説明又は資料の提出を求めるときは、当該説明又は資料の提出に相当な期間において期限（第2項の口頭による説明を求める場合には、その期日）を定めるものとする。

5 公安委員会は、第1項の説明又は資料の提出を求められた者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明の期日に出頭しない場合は、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

(口頭による説明の聴取)

第4条 公安委員会は、前条第2項の口頭による説明を求めるときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させるものとする。

2 前条第2項の口頭による説明を求められた者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（別記様式第3号）により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を説明日時等決定通知書（別記様式第4号）により口頭による説明を求める者に通知するものとする。

(勧告の方法)

第5条 公安委員会は、条例第19条の勧告をするときは、勧告書（別記様式第5号）により行うものとする。

(事実の公表)

第6条 公安委員会は、条例第20条第1項の規定による公表をするときは、宮崎県公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、公安委員会が公表しようとする者（以下「当事者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実とする。

(意見を述べる機会の付与)

第7条 公安委員会は、条例第20条第2項の意見を述べる機会を与えるときは、当事者に対し、意見聴取通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による意見の聴取を行う必要があると認めるときは、その旨を通知するものとする。

3 公安委員会は、前項に規定する口頭による意見の聴取を行う場合を除き、当事者に対し、申述書（別記様式第7号）の提出を求めるものとする。

のとする。

- 4 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。
- 5 第 1 項の通知は、申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取日時までに相当な期間をおいて行うものとする。
- 6 公安委員会は、当事者が提出期限までに申述書を提出せず、又は口頭による意見の聴取日時に出頭しない場合は、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

(口頭による意見の聴取)

第 8 条 公安委員会は、前条第 2 項の口頭による意見の聴取を行うときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させるものとする。

- 2 前条第 2 項の規定による通知を受けた者(以下「意見者」という。)は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見聴取日時等変更申出書(別記様式第 8 号)により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更したとき、又は第 2 項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を意見聴取日時等決定通知書(別記様式第 9 号)により意見者に通知するものとする。

(代理人の選任)

第 9 条 条例第 18 条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者又は条例第 20 条第 2 項の規定により意見を述べる機会を与えられた者(以下「当事者等」という。)は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。
- 3 当事者等は、代理人の資格について、代理人選任届出書(別記様式第 10 号)を公安委員会に提出しなければならない。
- 4 当事者等は、第 1 項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書(別記様式第 11 号)によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

別記

様式第 1 号(第 3 条関係)

(表)

宮崎公委発第 号
年 月 日

説明・資料の提出要求書

殿

宮崎県公安委員会

印

宮崎県暴力団排除条例第18条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を要求する。

| | |
|---------------------|---------|
| 説明又は資料の提出を 求める理由 | |
| 説明又は提出資料の 内 容 | |
| 説明・資料提出書の 提出期限 | 年 月 日まで |
| 備 考 | |

注 1 口頭による説明を求める場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

3 説明又は資料の提出に際しての留意事項は、裏面のとおりとす。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての留意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、宮崎県暴力団排除条例第20条第1項の規定により、公表されることがあります。
- 2 説明・資料提出書には、あなたの住所及び氏名、説明・資料の提出要求書の番号及び日付並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。
なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、説明期日に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、説明日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明・資料の提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

説明・資料提出書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住所

氏名 ㊟

宮崎県暴力団排除条例施行規則第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり提出します。

| 説明・資料の提出要求書の 番号及び日付 | 宮崎公委発第 号 年 月 日 |
|------------------------|-------------------|
| 説明又は提出資料の内容 | |
| 備 考 | |

注 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 提出する資料がある場合は、この提出書に添付すること。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

説明日時等変更申出書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住所

氏名

㊤

宮崎県暴力団排除条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

| | | | |
|--------------------|------|-------------------|-------------|
| 説明・資料の提出要求書の番号及び日付 | | 宮崎公委発第 号 年 月 日 | |
| 申出事項 | 変更前 | 日時 | 年 月 日 時 分から |
| | | 場所 | |
| | 変更希望 | 日時 | 年 月 日 時 分から |
| | | 場所 | |
| 申出理由 | | | |

様式第 4 号 (第 4 条関係)

宮崎公委発第 号
年 月 日

説明日時等決定通知書

殿

宮崎県公安委員会



宮崎県暴力団排除条例施行規則第 4 条第 4 項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時及び場所を決定したので通知する。

| | | | |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| 説明・資料の提出要求書の番号及び日付 | | 宮崎公委発第 号 年 月 日 | |
| □変更決定 | 変更前 | 日時 | 年 月 日 時 分から |
| | | 場所 | |
| | 変更後 | 日時 | 年 月 日 時 分から |
| | | 場所 | |
| □不変更決定 | 説明の日時及び場所を変更しない理由 | | |
| | | | |

注 該当する□の中にレ印を付けること。

様式第 5 号 (第 5 条関係)

宮崎公委発第 号
年 月 日

勸 告 書

殿

宮崎県公安委員会



宮崎県暴力団排除条例第19条の規定により、次のとおり勸告する。

| | |
|----------------|--|
| 勸告の内容 | |
| 勸告の原因 となる事実 | |

注 1 正当な理由がなく勸告に従わなかったときは、宮崎県暴力団排除条例第 20条第 1 項の規定により、公表されることがある。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第 6 号 (第 7 条関係)

(表)

宮崎公委発第 号
年 月 日

意見聴取通知書

殿

宮崎県公安委員会

印

次のとおり意見の聴取を行うので、宮崎県暴力団排除条例施行規則第 7 条第 1 項の規定により通知する。

| | |
|-----------------------|---------|
| 予定される公表の 原因となる事実 | |
| 公表の根拠となる 条 例 の 条 項 | |
| 申述書の提出期限 | 年 月 日まで |
| 備 考 | |

注 1 口頭による意見の聴取を行う場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

3 意見の聴取に際しての留意事項は、裏面のとおりとす。

(裏)

意見の聴取に際しての留意事項

- 1 申述書には、あなたの住所及び氏名、意見聴取通知書の番号及び日付、公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、意見の聴取日時に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、意見聴取日時等変更申出書により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取日時に出頭する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。

様式第 7 号(第 7 条関係)

申 述 書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住所

氏名 ㊟

宮崎県暴力団排除条例施行規則第 7 条第 3 項の規定により、次のとおり提出
します。

| | |
|-------------------------------------|-------------------|
| 意見聴取通知書 の番号及び日付 | 宮崎公委発第 号 年 月 日 |
| 公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見 | |
| 備 考 | |

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添
付すること。

様式第 8 号 (第 8 条関係)

意見聴取日時等変更申出書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住所

氏名 ㊟

宮崎県暴力団排除条例施行規則第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

| | | | |
|------------------------|------|-------------------|-------------|
| 説明・資料の提出要求書の 番号及び日付 | | 宮崎公委発第 号 年 月 日 | |
| 申出事項 | 変更前 | 日時 | 年 月 日 時 分から |
| | | 場所 | |
| | 変更希望 | 日時 | 年 月 日 時 分から |
| | | 場所 | |
| 申出理由 | | | |

様式第 9 号 (第 8 条関係)

宮崎公委発第 号
年 月 日

意見聴取日時等決定通知書

殿

宮崎県公安委員会

印

宮崎県暴力団排除条例施行規則第 8 条第 4 項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時及び場所を決定したので通知する。

| | | | |
|--------------------|----------------------|-------------------|-------------|
| 説明・資料の提出要求書の番号及び日付 | | 宮崎公委発第 号 年 月 日 | |
| □変更決定 | 変更前 | 日時 | 年 月 日 時 分から |
| | | 場所 | |
| | 変更後 | 日時 | 年 月 日 時 分から |
| | | 場所 | |
| □不変更決定 | 意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由 | | |
| | | | |

注 該当する□の中にレ印を付けること。

様式第10号(第9条関係)

代理人選任届出書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住所

氏名

㊟

私は、宮崎県暴力団排除条例施行規則第9条第1項の規定により、次の者を代理人として選任し、説明又は資料の提出、意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

| | |
|-----------------------------|----------------|
| 説明・資料の提出要求書又は意見聴取通知書の番号及び日付 | 宮崎公委発第 年 月 日 号 |
| 代理人の住所 | |
| 代理人の氏名 | |
| 当事者等との関係 | |

注 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第11号(第9条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

住所

氏名 ㊟

私の代理人は、その資格を失ったので、宮崎県暴力団排除条例施行規則第9条第4項の規定により届け出ます。

| | |
|-----------------------------|-------------------|
| 説明・資料の提出要求書又は意見聴取通知書の番号及び日付 | 宮崎公委発第 号 年 月 日 |
| 代理人の住所 | |
| 代理人の氏名 | |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|